

陸上自衛隊船岡駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	宮城県柴田郡 柴田町	大字船岡字大沼端一番地一
対象防衛関係施設 の区域	宮城県角田市	神次郎石道（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎梅ヶ窪（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎大石（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎釜ノ川（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎上菅生、神次郎上中田（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎上ノ沢（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎竹ノ花、神次郎館（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎中田（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎西中田（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎日影（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎東中田（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎広窪（次の図面に示す部分に限る。）及び神次郎水上（次の図面に示す部分に限る。）
	宮城県柴田郡 柴田町	大字船岡大沼端（次の図面に示す部分に限る。）、大字船岡照内（次の図面に示す部分に限る。）、大字船岡道下、大字船岡並松（次の図面に示す部分に限る。）、大字船岡新沼、大字船岡馬場及び船岡南二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設 周辺地域	宮城県角田市	江尻内室、江尻江東（次の図面に示す部分に限る。）、江尻猫田（次の図面に示す部分に限る。）、江尻細谷（次の図面に示す部分に限る。）、江尻谷津前（次の図面に示す部分に限る。）、岡荒西（次の図面に示す部分に限る。）、岡小浦（次の図面に示す部分に限る。）、岡小土浮（次の図面に示す部分に限る。）、岡土浮（次の図面に示す部分に限る。）、君萱石崎、君萱岩井田（次の図面に示す部分に限る。）、君萱後田、君萱小金沢、君萱小金沢下、君萱千間堀、君萱田中（次の図面に示す部分に限る。）、君萱中森（次の図面に示す部分に限る。）、君萱沼下、君萱羽黒、君萱羽黒崎（次の図面に示す部分に限る。）、君萱南羽黒（次の図面に示す部分に限る。）、君萱山田（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎新屋敷前（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎石道、神次郎稲場下、神次郎内室、神次郎梅ヶ窪、神次郎遠日（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎大石、神次郎音ノ入、神次郎鍛冶屋沢、神次郎柏崎、神次郎柏崎下、神次郎金越（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎釜ノ川、神次郎釜川西入、神次郎上菅生、神次郎上中田、

	<p>神次郎上ノ沢、神次郎飯亦、神次郎経塚、神次郎久城寺、神次郎高野坂、神次郎正覚寺（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎新経塚、神次郎新東神（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎新西神（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎神町、神次郎鯛ノ脇、神次郎高久蔵、神次郎高久蔵下、神次郎竹ノ花、神次郎館、神次郎寺、神次郎東神、神次郎遠見、神次郎柄窪、神次郎中田、神次郎西高野、神次郎西神、神次郎西中田、神次郎日影、神次郎東高野、神次郎東中田、神次郎東ノ入、神次郎広窪、神次郎蛇山、神次郎弁天（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎氷上、神次郎宮窪、神次郎宮田及び神次郎四ツ町（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>宮城県柴田郡柴田町</p>	<p>大字上名生新宮前（次の図面に示す部分に限る。）、大字上名生迫、大字上名生八幡前（次の図面に示す部分に限る。）、大字上名生東迫、大字上名生東船岡（次の図面に示す部分に限る。）、大字上名生前川（次の図面に示す部分に限る。）、大字中名生登夫（次の図面に示す部分に限る。）、大字中名生七草（次の図面に示す部分に限る。）、大字中名生西洞明田（次の図面に示す部分に限る。）、大字中名生八幡（次の図面に示す部分に限る。）、大字船岡大沼端、大字船岡大森、大字船岡久根添、大字船岡下横橋、大字船岡神山前、大字船岡新田（次の図面に示す部分に限る。）、大字船岡新野竹内、大字船岡滝沢、大字船岡館山（次の図面に示す部分に限る。）、大字船岡照内、大字船岡道下、大字船岡七作、大字船岡鍋倉（次の図面に示す部分に限る。）、大字船岡並松、大字船岡新沼、大字船岡西迫、大字船岡根形（次の図面に示す部分に限る。）、大字船岡迫、大字船岡馬場、大字船岡東神山前、大字船岡東町の口、大字船岡八入（次の図面に示す部分に限る。）、大字船岡山下、大字船岡山田、船岡新栄一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目まで、船岡中央一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、船岡土手内一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、船岡西一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、船岡東一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで並びに船岡南一丁目及び二丁目</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p>	

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

陸上自衛隊船岡駐屯地周辺地域 (宮城県柴田郡柴田町大字船岡字大沼端1番地1)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

- 対象施設の区域
- 対象施設周辺地域